

第3期特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）素案の概要

1 目的

科学的、計画的な保護管理により、増えすぎているニホンジカの個体数管理などを実施し、自然環境への影響及び農林業被害の軽減を図りつつ、地域個体群を適正な生息密度に誘導することを目的とする。

2 根拠法令

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第7条。

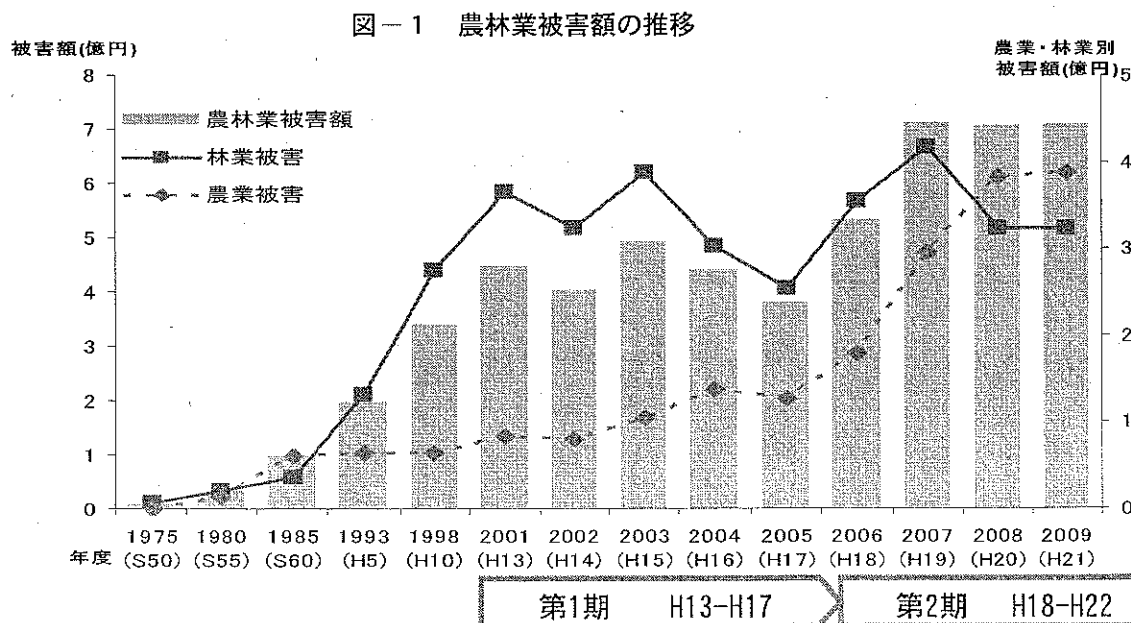
知事は、数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、生息の状況等を勘案しながら特定鳥獣保護管理計画を策定することができる。

3 計画策定の背景・経過

ニホンジカによる造林木の食害や造林木樹幹部の剥皮被害、野菜・果樹の食害や水稻の踏み荒しなどの農林業被害は、昭和50年から確認されており、その被害額は平成19年度には7億円を超える被害が発生している。（図-1）

また、南アルプス及び八ヶ岳においては、ニホンジカの高密度な生息による食圧・踏圧により、高山植物など自然植生の地域的消滅やササ群落の後退など自然環境や生態系への影響が問題となっている。

このような状況の中で、平成13年度に第1期、平成18年度に第2期の特定鳥獣保護管理計画（以下「保護管理計画」という）を策定した。

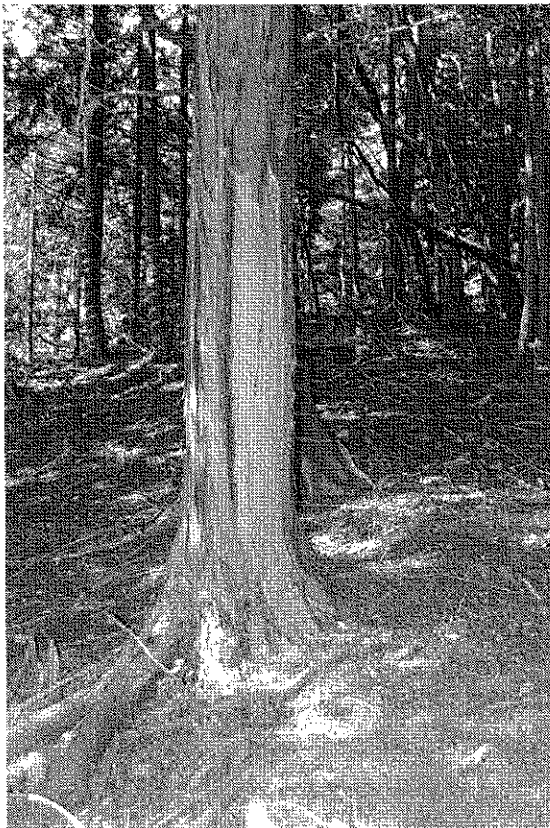




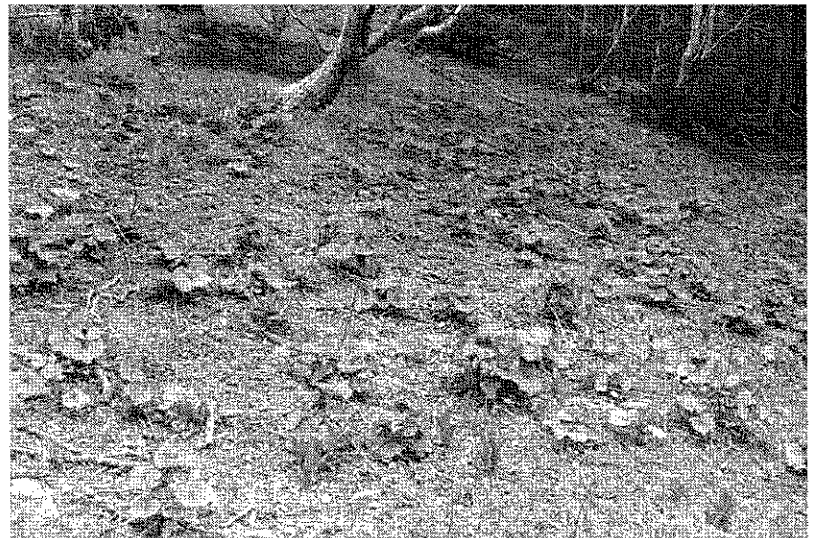
高原野菜の食害・
マルチシートの踏み荒らし（佐久地域）



水稻の食害状況（佐久地域）



ヒノキの剥皮被害（下伊那地域）



高山植物の食害状況（南アルプス仙丈ヶ岳）

4 第2期保護管理計画の概要と実施状況

(1) 第2期保護管理計画の概要

- ア 計画期間：平成18年11月1日～23年3月31日
- イ 対象地域：県下全域
- ウ 基本目標：①農林業被害を軽減
②自然環境への影響の軽減
③地域個体群の安定的な維持
- エ 推定生息頭数：61,600頭 ± 28,821頭
- オ 捕獲目標：年間目標頭数 8,300頭（うちメスジカ5,500頭）
- カ 個体数管理の手法

- ① 狩猟における捕獲規制の緩和・解除※
 - ・ メスジカの捕獲規制解除
 - ・ 1日当たりの捕獲数制限解除（1期計画：2頭→2期計画：無制限）
 - ・ 狩猟期間（わな）の1ヶ月延長（平成20年度変更）
 - ・ くくりわなの径（12cm以下）規制解除（平成21年度変更）
- ② 計画的な個体数調整の実施

※ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び同施行規則により、狩猟によるメスジカの捕獲頭数などに制限がされているが、県知事が保護管理計画を策定し、その計画達成のため必要であると認められる場合は、捕獲制限の一部又は全部を解除することができる。

(2) 第2期保護管理計画の実施状況

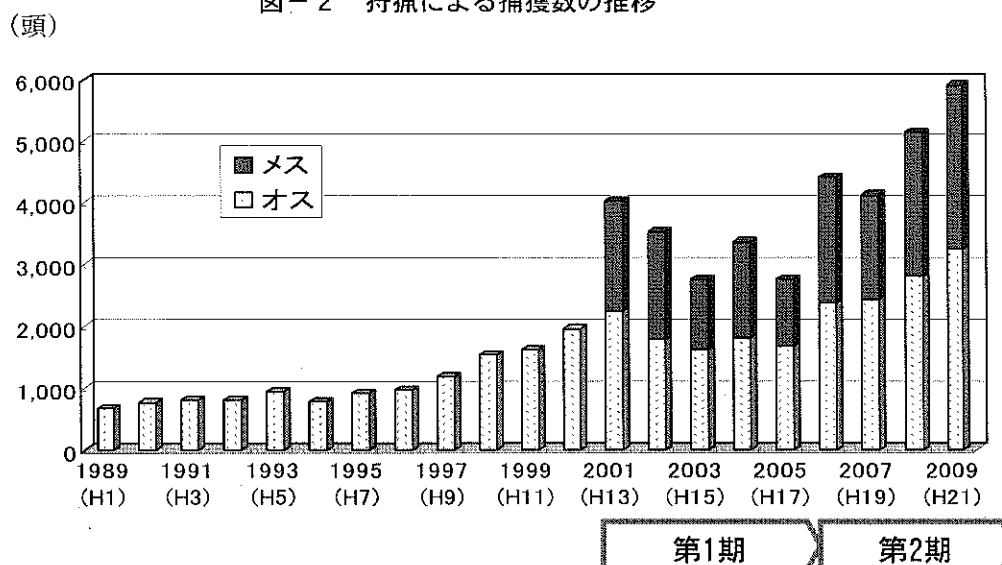
ア 個体数管理

個体数管理については、狩猟と個体数調整（許可捕獲）による捕獲の組み合わせにより実施し、平成18年度から平成21年度までに、合計で約53,000頭（メス53%、オス47%）が捕獲された。

① 狩猟による捕獲

第2期計画に基づく捕獲規制の緩和・解除を行った結果、狩猟による捕獲頭数は、初年度の平成18年度において4,419頭、対前年比161%と大幅に増加した。平成20年度からは狩猟期間の延長、平成21年度からはくくりわなの径の規制の解除を行っており、狩猟による捕獲数は増加する傾向にある。平成18年から21年度までに、年間約4,100～5,900頭、4年間の合計で約19,600頭（メス44%、オス56%）のニホンジカが捕獲された。（図-2）

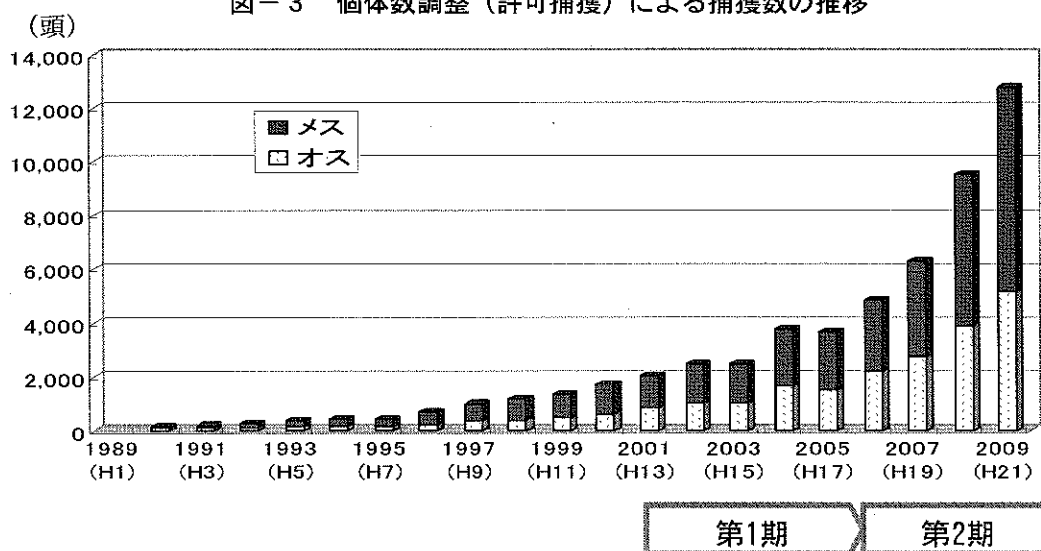
図-2 狩猟による捕獲数の推移



② 個体数調整（許可捕獲）

市町村等による捕獲報奨金の支援や市町村域を越えた広域捕獲の実施等が行われた結果、個体数調整（許可捕獲）による捕獲頭数は、平成18年から21年度までには、年間約4,800～12,800頭、4年間の合計で約33,400頭（メス58%、オス42%）のニホンジカが捕獲された。（図-3）

図-3 個体数調整（許可捕獲）による捕獲数の推移



③ 生息分布の拡大先端地域において捕獲技術の普及を図り、被害拡大防止に努めている。

④ 平成22年度から山梨県と連携して、同一期間に同じ場所での捕獲を実施するなど県境を越えた広域捕獲についても取り組んでいる。

イ 被害対策等

① 農林業被害対策（防除対策・捕獲対策・生息環境対策）

- 平成 19 年 11 月に県庁内に部局横断の野生鳥獣被害対策本部を設置。現地機関に設置した野生鳥獣被害対策チームが、被害集落への総合的な被害対策支援を開始し、集落ぐるみで行う被害対策に向けた合意形成や効果的な防護柵の設置等について指導・支援を実施している。
- 造林木の被害防除のため、食害防止樹幹ネットや防除テープ巻きなど防除対策について指導・支援を実施している。



地域住民（集落ぐるみ）による防護柵設置の状況（佐久地域）



造林木被害防除テープ巻きの状況（下伊那地域）

② 自然環境被害対策（防除対策）

- 南アルプス国立公園内においては、環境省・林野庁等関係機関から組織する「南アルプス高山植物等保全対策連絡会」が平成 21 年度に発足。ニホンジカによる高山植物の食害を防止するため、防護柵の設置に取り組んでいる。今後、ニホンジカ被害対策方針を設定して、個体数管理等の対策を実施する予定。
- 八ヶ岳中信高原国定公園の霧ヶ峰高原においては、県等が主体となり、平成 20 年度から植生保護のための防護柵の試験設置及びニホンジカの行動調査を実施している。また、林野庁は、平成 21 年度から八ヶ岳等において高山植物の食害防護柵の設置や行動調査等を実施している。

③ 個体数増加の抑制対策（防除対策）

- ニホンジカが高密度に生息する地域において、造林木の被害防除のため、防護柵の設置指導、牧場における簡易防護柵の設置試験・検証を実施している。

④ 狩猟者確保・育成（捕獲対策）

- 新規狩猟者確保のための講習会や農閑期での狩猟免許説明会を継続して開催するとともに、狩猟の役割や意義をPRするためのシンポジウムを開催し、狩猟者の育成・確保に努めている。
- 平成 22 年度から新規の銃猟免許取得者に対する必要経費の支援を実施している。
- 平成 22 年度から有害鳥獣捕獲従事者に対する必要経費の支援を実施している。

⑤ シカ肉の有効利用（ジビエ振興対策）

- 平成 19 年度に 信州ジビエガイドライン、ガイドマニュアルを策定し、シカ肉の処理・販売における衛生管理指導を実施している。
- 獣肉処理施設について、処理施設設置への衛生管理指導や運営・管理及び経費支援を実施している。
- ジビエ販売促進のため、シカ肉成分の分析、料理レシピの作成。ペットフード活用の検討等を行うとともに、「信州ジビエブログ」による情報発信を行っている。

5 第3期保護管理計画(素案)の概要について

第2期計画は平成22年度が最終年度であるが、ニホンジカの生息密度は依然として高く、生息分布も拡大傾向にある。また、農林業被害についても、7億円を超える大きな被害金額で、横ばい状況にある。さらに、南アルプス、八ヶ岳などでは、高山帯まで進出がみられ、高山植物など自然植生への影響が大きい状況にある。

このことから、長野県では第2期計画に引続いて、第3期計画を策定、ニホンジカの積極的な個体数管理を行うことにより、適正な生息密度へ誘導し、農林業被害の減少などニホンジカと人との軋轢の軽減に努めることとしたい。

(1) 保護管理計画の目標等

○計画期間 : 平成23年4月1日から平成28年3月31日 (5年間)

○対象地域 : 県下全域

○保護管理の基本目標

- ① 農林業被害の軽減
- ② 自然環境への影響の軽減
- ③ 個体数の削減・地域個体群の安定的な維持

○基本方針

目標達成に向けて、メスジカを主とする個体数調整及び狩猟による捕獲を実施し、適正な生息密度に誘導する。ニホンジカ個体群の分布区域は隣接県にまたがることから、国や隣接県等と連携しながら保護管理を進める。

また、捕獲対策だけでは現状の被害に対応できないことから、防除対策や生息環境対策等も並行して実施する。

○目標とするニホンジカ生息密度水準

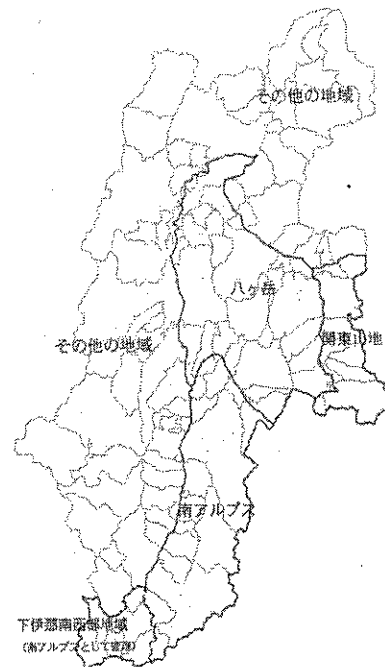
農林業を優先する地域では1~2頭/km²、ニホンジカ個体群の保護を優先させる地域(鳥獣保護区等)では3~5頭/km²程度。なお、国立公園など高山植物に大きな影響を与えている地域については、捕獲によって低密度となるように誘導する。

○地域個体群区分

「関東山地地域個体群」・「八ヶ岳地域個体群」・
「南アルプス地域個体群」及び3地域個体群以外の
「その他の地域」※による。(図-4)

※「その他の地域」: 生息地域が新たに拡大した地域であることから、
地域個体群として扱わない地域。

図-4 地域個体群区分図



○推定生息頭数

- ・ 関東山地地域個体群 13,708 頭 ± 7,722 頭※
(9市町村 769km²)
- ・ 八ヶ岳地域個体群 48,527 頭 ± 24,829 頭
(27市町村 2,459km²)
- ・ 南アルプス地域個体群 33,787 頭 ± 21,357 頭
(23市町村 1,925km²)
- ・ その他の地域 (現在、調査分析中)
(48市町村 8,496km²)

※ 頭数の±は、調査地点の95%の信頼区間による
標準誤差である。

○捕獲目標

生息密度や農林業被害の状況により、地域個体群ごとに捕獲スケジュールを考慮し
ながら、年間の捕獲目標を設定する。

- ・ 県全体 年間 25,000~35,000 頭 (うちメス 18,000~26,000 頭)
- ・ 関東山地地域個体群 年間 3,000~4,000 頭 (うちメス 2,000~3,000 頭)
- ・ 八ヶ岳地域個体群 年間 11,000~19,000 頭 (うちメス 8,000~14,000 頭)
- ・ 南アルプス地域個体群 年間 9,000~12,000 頭 (うちメス 6,000~9,000 頭)
- ・ その他の地域 (生息分布拡大防止のため、捕獲目標を設定せず、できるかぎりの捕獲を
実施する。)

○個体数管理の手法

個体数調整(許可捕獲)については、メスジカに重点を置いた捕獲を進める。また、
国及び隣接県等と保護管理目標を調整するとともに、県境を越えた広域的な捕獲など
個体数管理を連携して実施する。

狩猟については、狩猟期間の延長や1日当たりの捕獲制限数の規制を解除・緩和し
て捕獲の促進を図る。

○モニタリング

個体数管理の実施においては、生息状況や被害状況、捕獲状況等のモニタリングにより個体数管理の効果、検証を行い、捕獲スケジュールなど計画を見直しながら施策を実施する。

- ・長期モニタリング：分布状況、生息密度の把握・捕獲個体の分析など
- ・短期モニタリング：捕獲個体データ・目撃情報の収集、農林業被害状況の把握など

(2) 保護管理の施策

ア 個体数管理

- 個体数管理は、個体数調整（許可捕獲）による捕獲と狩猟の組み合わせにより実施するものとし、特に、その効果が現れやすいメスを計画的かつ積極的に実施
- 国や関係する都県とも連携を強化して実施
- 複数市町村が連携した広域捕獲、地区単位の一斉捕獲を促進
- 効果的な捕獲技術の普及と捕獲報奨金の支援
- 集落ぐるみの捕獲体制の整備
- 狩猟期間の延長や捕獲制限の緩和・解除を継続し、狩猟による捕獲を促進
- 捕獲効果の検証

イ 被害対策等

- ① 農林業被害対策（防除対策、捕獲対策、生息環境対策）
 - 集落が主体となった農林業被害対策を進めるため、現地機関の野生鳥獣被害対策チーム等が市町村と連携し被害集落に対して、総合的な対策の実施を支援
 - 集落ぐるみの被害対策に向けた合意形成と農地を効率的に防除する形態の防護柵の設置指導及び支援
 - 効果的な防護柵設置技術の試験研究
 - 造林木被害防除のための食害防止樹幹ネットや防除テープ巻き等の防除対策について指導・支援
- ② 自然環境に対する被害対策（防除対策・捕獲対策）
 - 国等関係機関と連携した食害防止対策の実施
 - 植生保護のための防護柵の設置等を継続して実施
 - 高山植物など自然植生への被害が大きい地域において、個体数調整の実施

- ③ 個体数増加の抑制対策（防除対策・生息環境対策）
 - 林縁部における耕作放棄地の解消
 - 造林木植栽地における防止柵の設置促進
 - 牧場における簡易防護柵の導入促進
 - 山腹工等の緑化工施行地の適正な管理の検討
- ④ 狩猟者確保・育成（捕獲対策）
 - 新規狩猟者確保のため講習会や農閑期での狩猟免許説明会を継続して開催するとともに、狩猟の役割や意義をPRするためのシンポジウムを開催。
 - 銃猟免許取得者に対する必要経費の支援の継続。
 - 有害鳥獣捕獲従事者に対する必要経費の支援の継続
- ⑤ シカ肉有効利用（ジビエ振興対策）
 - 衛生管理体制の整備・指導
 - 販売促進のための支援やPR、獣肉処理施設整備等の支援
 - シカ肉のジビエ素材としての価値を高める捕獲技術や安定供体制の整備等に対する研修会の開催

関東山地地域個体群における個体数管理の進め方（第2期計画との変更点）

		第2期保護管理計画	第3期保護管理計画
推定生息頭数		7,119頭±5,135頭	13,708頭±7,722頭
区域メッシュ面積		769km ²	
対象市町村		佐久市、南佐久郡小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村、北佐久郡軽井沢町・御代田町	
現 状		高原野菜を中心とした農業被害が大きい地域であり、調査地点により個体数密度にばらつきがあるが、部分的に大きな群れが存在していることも考えられる。	高原野菜を中心とした農業被害が大きい地域。地域個体群の南部地域においては、捕獲の効果が表れて生息密度が下がる傾向が見られるが、北部地域においては、生息密度が上がる傾向が見られる。 山梨県、埼玉県からの季節的な移動が確認されており、流入個体も多いと推定
目 標		狩猟の促進及び計画的な個体数調整による個体数管理の実施。 被害防除対策により、農林業被害を軽減させること。計画期末での目標個体数は5,100頭	短期間における積極的な個体数調整の実施、狩猟の促進を図り、生息密度を低下させる。 被害防除対策を継続し、早急に農林業被害を軽減させる。計画期末での目標生息個体数は4,000頭
捕獲スケジュール		3年後に現在の約80%に、5年後には約75%の生息頭数 捕獲計画は、年間1,100頭（メス750、オス350）とし、5年後以降も継続して捕獲する。平成18～21年度の捕獲実績は5,341頭（メス2,816オス2,525）	農業被害が大きいことを考慮して、できるだけ農家が許容できる被害レベルの密度までに短期間に下げることし、農業被害が急増する前の段階である生息頭数まで減少させることを目標とした。5年後生息頭数4,000頭を目標。5年後以降も継続して捕獲することで、最終目標個体数に近づけていくこととする。
個体数管理の手法	個体数調整	捕獲許可に当たり、捕獲スケジュール及び狩猟による捕獲状況を勘案し、適正な生息密度となるよう捕獲頭数を定めるものとする。また、効果的な個体数調整を行うため、メスジカに重点を置いた捕獲を進めるものとする。	捕獲許可に当たり、捕獲スケジュール及び狩猟による捕獲状況を勘案し、適正な生息密度となるよう捕獲頭数を定めるものとする。また、効果的な個体数調整を行うため、メスジカに重点を置いた捕獲を進めるものとする。 関東山地地域個体群全体の生息頭数を適正な密度に誘導する必要があることから、関係都県と強力な連携のもとに実施する。
	狩 猟 （「対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限」の解除）	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間の延長 ・1日当たりの捕獲制限数の緩和（オス1頭、メス制限なし） ・くくりわなの径の規制の解除 	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間の延長 ・1日当たりの捕獲制限数の緩和（オス1頭、メス制限なし） ・くくりわなの径の規制の解除
最終目標個体数※		800～1,400頭	

※目標とするニホンジカ生息密度水準（農林業を優先する地域では1～2頭/km²、シカ個体群の保護を優先させる地域（鳥獣保護区等）では3～5頭/km²程度）で計算

八ヶ岳地域個体群における個体数管理の進め方（第2期計画との変更点）

		第2期保護管理計画	第3期保護管理計画
推定生息頭数		15,881頭±9,884頭	48,527頭±24,829頭
区域メッシュ面積		2,459 km ²	
対象市町村		長野市・松本市・上田市・岡谷市・諏訪市・小諸市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・東御市・安曇野市、南佐久郡小海町・佐久穂町・川上村・南牧村、北佐久郡立科町、小県郡長和町・青木村 諏訪郡下諏訪町・富士見町・原村、東筑摩郡麻績村・生坂村・筑北村、埴科郡坂城町、上伊那郡辰野町	
現 状		農業被害、林業被害とも大きい。 南アルプス地域個体群との交流が認められており、分布が拡大している地域	農業被害、林業被害とも大きい地域であり、生息密度が急増している。また、高山植物など自然植生への影響 南アルプス地域個体群との交流が確認されており、他の地域個体群からの流入個体も存在 他地域へ生息分布の拡大への供給地
目 標		狩猟の促進及び計画的な個体数調整による個体数管理の実施 被害防除対策により、農林業被害を軽減させること。計画期末での目標個体数は12,000頭	短期間における積極的な個体数調整の実施、狩猟の促進を図り、生息密度を低下させる。 被害防除対策を継続させ、農林業被害及び自然植生への影響を軽減させる。計画期末での目標個体数は16,000頭
捕獲スケジュール		3年後に現在の約80%に、5年後には約75%の生息頭数 捕獲計画は年間2,700頭（メス1,750、オス950）とし、5年後以降も継続して捕獲する。平成18～21年度の捕獲実績は17,827頭（メス9,722 オス8,105）	今期計画において、生息密度が急増する前の段階までに下げること为目标とした。捕獲計画は1年目において、11,000頭（メス8,000、オス3,000）、2～5年目は19,000～15,000頭とし5年後の生息頭数16,000頭。5年後以降も継続して捕獲することで、最終目標個体数に近づけていくこととする。
個体数管理の手法	個体数調整	捕獲許可に当たり、捕獲スケジュール及び狩猟による捕獲状況を勘案し、適正な生息密度となるよう捕獲数を定めるものとする。また、効果的な個体数調整を行うため、メスジカに重点を置いた捕獲を進めるものとする。	捕獲許可に当たり、捕獲スケジュール及び狩猟による捕獲状況を勘案し、適正な生息密度となるよう捕獲数を定めるものとする。また、効果的な個体数調整を行うため、メスジカに重点を置いた捕獲を進めるものとする。 山梨県と連携しながら実施
	狩 猟 （「対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限」の解除）	・狩猟期間の延長 ・1日当たりの捕獲制限数の緩和（オス1頭、メス制限なし） ・くくりわなの径の規制の解除	・狩猟期間の延長 ・1日当たりの捕獲制限数の緩和（オス1頭、メス制限なし） ・くくりわなの径の規制の解除
最終目標個体数		1,900～3,600頭	

南アルプス地域個体群における個体数管理の進め方 (第2期計画との変更点)

		第2期計画	第3期計画
推定生息頭数		30,300頭±11,420頭	33,787頭±21,357頭
区域メッシュ面積		1,925 km ²	
対象市町村		岡谷市・飯田市・諏訪市・伊那市・駒ヶ根市・茅野市・諏訪郡下諏訪町・富士見町、上伊那郡辰野町・箕輪町・飯島町・中川村、下伊那郡松川町・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村 ただし、下伊那南西部に位置する“阿南町・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村”に生息するニホンジカを南アルプス地域個体群の一部として管理する。	
現 状		<p>農林業被害が大きく、特に林業被害は深刻。生息密度は高い。</p> <p>高山植物など自然植生の地域的な消滅が起きており、これによるライチョウなどの動物も含め生態系への影響が懸念。</p> <p>特別天然記念物であるカモシカとの種間競争が局所的に起きている。</p>	<p>農林業被害が大きく、特に林業被害は深刻。生息密度は高いながら、一部の地域には、密度の低下が見られること、他の地域個体群と比較して、密度の増加率は低いことから、個体数管理の効果が表れている。</p> <p>高山植物など自然植生の地域的な消滅が起きており、これによるライチョウなどの動物も含め生態系への影響が懸念。特別天然記念物であるカモシカとの種間競争が局所的に起きている。</p> <p>八ヶ岳地域個体群との交流確認。他県との移動個体も存在。</p>
目 標		狩猟の促進及び計画的な個体数調整による個体数管理の実施。被害防除対策により、被害を軽減。計画期末での目標個体数は14,400頭	計画的な個体数調整の実施。狩猟の促進を図り、生息密度を低下させる。 被害防除対策を継続実施し、農林業被害及び自然植生への影響を軽減。計画期末での目標個体数は15,100頭
捕獲スケジュール		5年後は約50%の生息数となること。 捕獲計画は年間4,500頭(メス3,000, オス1,500)をとし、5年後以降も継続して捕獲する。平成18~21年度の捕獲実績は28,292頭(メス14,972オス13,320)	農林業及び植生への被害を減少させるため、計画期末には、半分以下の生息頭数とすることを目標とした。捕獲計画は1年間において、9,000~11,000頭(メス6,000~9,000, オス3,000)とし、5年後の生息頭数15,100頭。5年後以降も継続して捕獲することで、最終目標個体数に近づけていくこととする。
個体数管理の手法	個体数調整	捕獲許可に当たり、捕獲スケジュール及び狩猟による捕獲状況を勘案し、適正な生息密度となるよう捕獲数を決めるものとする。また、効果的な個体数調整を行うため、メスジカに重点を置いた捕獲を進めるものとする。	捕獲許可に当たり、捕獲スケジュール及び狩猟による捕獲状況を勘案し、適正な生息密度となるよう捕獲数を決めるものとする。また、効果的な個体数調整を行うため、メスジカに重点を置いた捕獲を進めるものとする。 ・国及び関係県と強力な連携のもとに実施。
	狩 猟 (「対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限」の解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間の延長 ・1日当たりの捕獲制限数の緩和(オス1頭、メス制限なし) ・くくりわなの径の規制の解除 	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間の延長 ・1日当たりの捕獲制限数の緩和(オス1頭、メス制限なし) ・くくりわなの径の規制の解除
最終目標個体数		2,700 ~ 4,800頭	